

議案第 84 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 6 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

令和 5 年 8 月 7 日付け人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことにあわせて、一般職の任期付職員の給与についても改定を行うため、この条例案を提出するものです。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第7条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 第7条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）の一部を改正する条例新旧対照表

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例第1条による一部改正）

改正案		現行	
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>		<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	380,000	1	376,000
2	427,000	2	422,000
3	477,000	3	472,000
4	539,000	4	533,000
5	615,000	5	608,000
<p>2～4 （略）</p> <p>（一般職職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給</p>		<p>2～4 （略）</p> <p>（一般職職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給</p>	

与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」  
とする。

与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」  
とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）の一部を改正する条例新旧対照表  
 （一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例第2条による一部改正）

改正案	現行
<p>（一般職職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>（一般職職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>